

# 参 考 資 料

# JOBES 法第 3 章（クラウドファンディング法）SEC 規則案の概要

## 1. クラウドファンディングの要件

### JOBES 法の規定

- 登録届出の規定等は、以下の要件等を満たす証券の募集（クラウドファンディング）については適用除外とする。
  - 募集の総額が年間 100 万ドルを超えないこと
  - 各投資家の投資額が一定の額以下であること（年収・純資産が 10 万ドル未満である場合には、2,000 ドル・年収の 5%の大きい方を超えないこと 等）
  - 発行者が、一定の要件を満たすこと（詳細は 2. 参照）
  - 一定の要件を満たす「仲介者」により取引が行われること（詳細は 3. 参照）
- 取得した証券は、自衛力認定投資家や取得者の親族への譲渡等を除き、1 年間譲渡できない。

### SEC 規則案での追加事項

- 年収・純資産の計算方法の詳細（「配偶者と合算」等）
- 発行者による、各投資家の投資額が上限を超えていないことの確認（原則として仲介者の調査に依拠することができる）
- 譲渡制限の対象外となる、自衛力認定投資家、親族の範囲の定義
- 単一の仲介者のウェブサイトのみを通じて、募集を行わなくてはならないこと

## 2. 発行者に対する規制

### JOBES 法の規定

- 発行者は以下の情報等を SEC・投資者・仲介者に提供する必要がある。
  - 発行者の名称、住所、ウェブサイトのアドレス
  - 取締役、役員、主要株主
  - 事業及び事業計画
  - 財務状況（募集総額が 50 万ドルを超える場合には、監査証明を受けた会計書類）
  - 資金使途・目標募集額
- 発行者は、投資家を仲介者に誘導するための通知を除き、広告を行ってはならない。
- 少なくとも年に 1 回は、会計書類等を SEC に提出する必要がある。

### SEC 規則案での追加事項

- 情報開示の様式 (Form C)
- 開示されるべき情報の詳細 (2年分の財務3表等を含む会計書類、資金調達が発行者の財務状況に与える影響、資金使途の投資家への分かり易い説明等)
- 会計書類等を、会計年度毎に EDGAR (SEC の電子情報開示システム) を通じて SEC に提出すると共に、発行者のウェブサイトを開示すること

### 3. 仲介者に対する規制

#### JOBS 法の規定

- クラウドファンディングの適用除外に基づき、他人の計算で募集を行う者は、以下の要件等を満たす必要がある。
  - ブローカー又はファンディング・ポータルとして SEC に登録していること
  - 自主規制機関に登録していること
  - 投資家教育資料等、リスクに関する情報を投資家に提供すること
  - 発行者による詐欺のリスクを軽減するための措置 (役員、主要株主等の経歴チェック) を講じること
  - 有価証券が投資家に販売される日から 21 日以上前に、発行者により提供されたあらゆる情報を、SEC および投資家に提供すること

### SEC 規則案での追加事項

- 仲介者に対する以下に掲げる義務
  - 仲介者及びその役職員による、発行者の持分等の保有の禁止
  - 次のような場合に、発行者による仲介者のウェブサイトの利用を拒否しなければならないこと
    - ① 発行者の役員等について、経歴チェックを行った結果、法・SEC 規則で定める欠格要件 (証券の取引について有罪判決を受けた者等) に該当すると信じるに足る合理的理由がある場合
    - ② 詐欺の可能性など投資家保護上の懸念が抱かれる場合 (詐欺のリスクを適切かつ効果的に査定できない場合)
  - 投資家の投資額が上限を超えていないこと、投資家がリスクを理解していること等、投資家の資質についての確認 (原則として、投資家の表明に依拠できる。)
- 仲介者が投資家に対して提供する投資家教育資料の内容

## 4. ファンディング・ポータルに対する規制

### JOBBS 法の規定

- ファンディング・ポータルとは、もっぱらクラウドファンディングに係る募集等の取引を仲介者として行う者を指す。
- ファンディング・ポータルは、投資アドバイスや推奨を行うことができない。
- ファンディング・ポータルは、投資者資金や有価証券の保管、運用等を行うことができない。

### SEC 規則案での追加事項

- ファンディング・ポータルとしての登録に係る規定（申請の様式等）
- ファンディング・ポータルに対する以下に掲げる義務
  - 最低 10 万ドルの補償基金（fidelity bond）の保持
  - 投資家に対し、適格な第三者（エスクロー）に資金を振り込むよう指示すること
- 法の禁止規定にかかわらずファンディング・ポータルが行える行為の例示

## 参照条文

### ○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抜粋）

（金融商品取引所等の会員等でない金融商品取引業者等に対する監督）

第五十六条の四 内閣総理大臣は、協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この条において同じ。）に加入せず、又は金融商品取引所の会員若しくは取引参加者（次項において「会員等」という。）となっていない金融商品取引業者等（金融商品取引業者にあつては、第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。以下この条において同じ。）の業務について、公益を害し、又は投資者保護に欠けることのないよう、協会又は金融商品取引所の定款その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項に規定する監督を行うため、内閣総理大臣は、協会に加入せず、又は金融商品取引所の会員等となっていない金融商品取引業者等に対して、協会又は金融商品取引所の定款その他の規則を考慮し、当該金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下この条において「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定により社内規則の作成又は変更を命ぜられた金融商品取引業者等は、三十日以内に、当該社内規則の作成又は変更をし、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認を受けた金融商品取引業者等は、当該承認を受けた社内規則を変更し、又は廃止しようとする場合においては、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。